

NPO法人の条例個別指定制度の手引き

令和3年4月

北広島市市民環境部
市民参加・住宅施策課

本手引きにおいて使用している略語は、次のとおりです。

条例	北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成 26 年条例第 42 号）
規則	北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 26 年規則第 34 号）
道条例	北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成 25 年北海道条例第 61 号）
法	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
法附則	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）附則
NPO 法人	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
指定 NPO 法人	北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第 2 条第 2 項に規定する控除対象特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
法人法	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法人令	法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
法人規	法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所法	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所令	所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所規	所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
地法	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
地規	地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）
相規	相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
組登令	組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
行手法	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
行手条例	北広島市行政手続条例（平成 9 年条例第 21 号）

目 次

第1章 指定NPO法人制度の概要	1
1 指定NPO法人制度の概要	2
(1) 指定NPO法人とは	2
(2) 指定NPO法人になることによるメリット	2
(3) 指定の要件	2
(4) 欠格事由	3
(5) 指定の有効期間等	3
第2章 指定NPO法人制度（導入編）	5
1 指定NPO法人等になるまでのフロー	6
2 指定申出手続	7
3 事前チェックシート	8
4 標準処理期間	26
第3章 指定NPO法人制度（解説編）	27
1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続	29
(1) 指定を受けようとする場合	29
(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合	29
(3) 指定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務	30
2 指定基準の概要	35
(1) 指定の基準の概要	35
(2) 欠格事由の概要	37
3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準	39
4 欠格事由	52
5 指定NPO法人に関する優遇措置	55
<様式例>	57
第4章 法人の管理・運営について	97
1 指定NPO法人の報告義務	98
(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	98
(2) 助成金の報告	99
(3) その他の報告（変更の届出）	100
2 指定NPO法人の情報公開	101
(1) 指定NPO法人の情報公開（備置き、閲覧）	101
(2) 指定NPO法人の情報公開（インターネット）	101
(3) 市長の情報公開（閲覧・謄写）	101
3 指定NPO法人に対する監督等	103
(1) 指定NPO法人に対する報告及び検査	103
(2) 指定NPO法人に対する勧告、命令等	103
(3) その他の事業の停止	104
(4) 指定NPO法人に対する指定の取消し	104
<様式例>	106
第5章 法人の合併について	117
1 NPO法人の合併	118
2 合併法人に係る指定の基準の適用	118
<様式例>	131

第1章 指定NPO法人制度の概要

1 控除対象特定非営利活動法人（以下、「指定NPO法人」という。）制度の概要

社会情勢の変化や多様化する地域の課題に対して、新しい公共の担い手としての特定非営利活動法人の役割が重要となってきていますが、一方で、特定非営利活動法人の多くは資金不足により活動基盤が脆弱であり、寄附金収入が極めて少ない状況にあります。

国においては、市民や企業からの特定非営利活動法人への寄附を促し、特定非営利活動法人の活動を支援するための税制上の仕組みとして、平成13年に認定特定非営利活動法人制度が創設されたところですが、認定の要件が厳しかったことなどから、要件の緩和など数次にわたる制度改正を経て、平成24年度からは認定事務を都道府県等に移管するとともに、地方自治体の条例の個別指定による個人住民税の寄附金控除制度が創設されました。

これにより、地域で活動する特定非営利活動法人を地域自らが支援する仕組みとして、個別に指定した特定非営利活動法人への寄附金を税制面で優遇することができるようになったことから、北広島市としては、地域で活動する特定非営利活動法人への市民の寄附を促し、その活動を一層支援していくため、パブリックコメント等による意見等を踏まえ、「北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」（以下、「条例」という。）を平成26年12月19日に公布、施行しました。

(1) 指定NPO法人とは

指定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、条例等に定めた基準に適合したものとして、「北広島市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例」による指定を受けたNPO法人をいいます（条例2②③）。

(2) 指定NPO法人になることによるメリット

① 個人寄附者に対する税制上の措置

個人が指定NPO法人に対し、その指定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、個人市民税において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法314の7①(4)）。

② 認定NPO法人の認定要件の一部に適合

指定NPO法人は、認定NPO法人の認定要件のうちパブリックサポートテスト要件（PST要件）に適合することとなります。（法45①(1)ハ）。

(3) 指定の要件

指定NPO法人になるためには、次の要件に適合する必要があります（条例4）。

① 市内に主たる事務所があるNPO法人

② 下記ア～オのいずれかに適合すること

ア 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10分の1以上

イ 3,000円以上の寄附者が年平均50人以上

ウ 市内における事業活動へのボランティア従事者が各事業年度延べ50人以上、かつ実従事者が10人以上

エ 市民を対象とした催物開催数が各事業年度2回以上、かつ参加者が延べ50人以上

オ 道条例により指定されている法人

③ 市内において、国、地方公共団体、企業、団体等との協働実績が各事業年度1回以上

④ 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満

⑤ 運営組織及び経理が適正

⑥ 事業活動の内容が適切

⑦ 情報公開が適切

⑧ 事業報告書等の提出

⑨ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない

⑩ 設立の日から1年を超える期間が経過している

(注) 上記の基準を満たしていても、次ページの(4)欠格事由に該当するNPO法人は、指定を受けることはできません。

(4) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は指定を受けることができません（条例6）。

- ① 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある法人
 - ア 指定の取消し（条例第20条第1項第1号、第4号～第6号、第9号に該当したことにより取り消されたものを除く。②において同じ。）を受けた法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- ② 指定の取消しを受けた場合において、その指定の取消しの効力が生じた日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(5) 指定の有効期間等

指定の有効期間は、市の条例により指定された翌月の初日から起算して5年となります（条例9①）。

なお、指定の有効期間の満了後、引き続き指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（条例9②）。